

第3章 訴訟

第1 審決取消請求訴訟

1 概説

令和6年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は8件であったところ、これらのうち、同年度中に東京高等裁判所が原告の請求を棄却した判決が2件（いずれも原告が上告及び上告受理申立てをした。）あり、最高裁判所が上告棄却又は上告不受理決定をしたことにより終了したものが5件あった（第1表参照）。

以上のとおり、令和6年度に終了した審決取消請求訴訟は5件であり、同年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は3件となった。

第1表 令和6年度係属事件一覧

一連番号	件名	審決の内容	判決等
1	㈱エディオンによる件 東京高等裁判所令和元年(行ケ)第54号	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から除外すべきものとされた（一部取消し後の課徴金額 30億3228万円）。	審決年月日 令和元年10月 2日 提訴年月日 令和元年11月 1日
2	ダイレックス㈱による件 最高裁判所令和5年(行ヒ)第414号	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（一部取消し後の課徴金額 11億9221万円）。	審決年月日 令和 2年 3月25日 提訴年月日 令和 2年 4月 2日 判決年月日 令和 5年 5月26日 （請求棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 5年 6月 7日 （上告受理申立て、原審原告） 決定年月日 令和 6年 9月19日 （上告不受理決定、最高裁判所）

一連番号	件名	審決の内容	判決等
3	東洋シャッター(株)による件 最高裁判所令和5年(行ツ)第341号、同(行ヒ)第377号	<p>被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意(一連番号の4参照)に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった(一部取消し後の課徴金額4億8404万円)。</p>	<p>審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月29日 判決年月日 令和 5年 4月 7日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 5年 4月21日 (上告及び上告受理申立て、原審原告) 決定年月日 令和 7年 2月26日 (上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所)</p>
4	三和ホールディングス(株)ほか1名による件 最高裁判所令和5年(行ツ)第342号、同(行ヒ)第378号	<p>被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする(近畿合意)ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人三和シャッター工業(株)については、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった(課徴金額 4026万円(三和ホールディングス(株))、一部取消し後の課徴金額 27億1585万円(三和シャッター工業(株)))。</p>	<p>審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月30日 判決年月日 令和 5年 4月 7日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 5年 4月24日 (上告及び上告受理申立て、原審原告ら) 決定年月日 令和 7年 2月26日 (上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所)</p>

一連 番号	件名	審決の内容	判決等
5	文化シャッター(株)による件 最高裁判所令和5年(行ツ)第340号、同(行ヒ)第376号	<p>被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意(一連番号の4参照)に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった(一部取消し後の課徴金額17億3831万円)。</p>	<p>審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月30日 判決年月日 令和 5年 4月 7日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 5年 4月20日 (上告及び上告受理申立て、原審原告) 決定年月日 令和 7年 2月26日 (上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所)</p>
6	レンゴー(株)ほか6名による件 最高裁判所令和6年(行ツ)第327号、同(行ヒ)第393号	<p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた(課徴金額 46億6156万円(7名の合計額))。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日 判決年月日 令和 6年 5月31日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 6年 6月13日 (上告及び上告受理申立て、原審原告ら)</p>

第2部 各論

一連 番号	件名	審決の内容	判決等
7	<p>コバシ㈱ほか6名による件</p> <p>【上告審コバシ㈱ほか5名による件】</p> <p>最高裁判所令和6年(行ツ)第123号、同(行ヒ)第152号</p>	<p>被審人コバシ㈱、同大万紙業㈱、同福原紙器㈱及び同吉沢工業㈱が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げるとを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げるとを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人浅野段ボール㈱が東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた(課徴金額 1億5785万円(7名の合計額。ただし被審人浅野段ボール㈱については一部取消し後の金額))。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日</p> <p>提訴年月日 令和 3年 3月10日</p> <p>判決年月日 令和 5年10月20日</p> <p>(請求棄却、東京高等裁判所)</p> <p>(上訴期間の経過をもって確定、原審原告1名)</p> <p>上訴年月日 令和 5年11月 6日</p> <p>(上告及び上告受理申立て、原審原告ら6名)</p> <p>決定年月日 令和 6年10月23日</p> <p>(上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所)</p>
8	<p>㈱トーモクほか3名による件</p> <p>最高裁判所令和6年(行ツ)第332号、同(行ヒ)第396号</p>	<p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げるとを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げるとを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた(課徴金額 10億9211万円(4名の合計額))。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日</p> <p>提訴年月日 令和 3年 3月10日</p> <p>判決年月日 令和 6年 5月31日</p> <p>(請求棄却、東京高等裁判所)</p> <p>上訴年月日 令和 6年 6月14日</p> <p>(上告及び上告受理申立て、原審原告ら)</p>

2 東京高等裁判所における判決

(1) レンゴー(株)ほか6名による審決取消請求事件(令和3年(行ケ)第6号)(第1表一連番号6)

以下、本項(1)の文中の注記は、後記(2)の略語等と共通である。

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 本件各合意(注1)の成否及びその内容について

- a 独占禁止法第2条第6項の「共同して」に該当するためには、複数事業者が対価を引き上げるに当たって、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であるところ、前記意思の連絡とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者相互で拘束し合うことを明示して合意することまで必要ではなく、相互に他の事業者の対価引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りるものと解される。

被告は、認定した事実に基づき、平成23年10月17日の三木会(注2)(以下「10月17日の三木会」という。)において、同会合に出席した第1事件(注3)11社については、本件シート合意が成立するとともに、同会合に出席した第2事件(注4)12社については、本件ケース合意が成立し、さらに、第1事件事業者45社(第1事件事業者57社から前記第1事件11社及び群馬森紙業(株)を除いた会社)については、自社の営業責任者等が出席した支部会等(注5)において、本件シート合意と同内容の合意が成立し、第2事件事業者49社(第2事件事業者63社のうち、第2事件三木会出席事業者12社並びに群馬森紙業(株)及び鎌田段ボール工業(株)を除いた会社)については、前記と同様に、自社の営業責任者等が出席した支部会等において、本件ケース合意と同内容の合意が成立し、そして、群馬森紙業(株)は、同年11月14日の群馬・栃木支部会を通じて、鎌田段ボール工業(株)は、同月17日の三木会を通じて、本件ケース合意に参加したものと認められるとしたが、この認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第2条第6項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

(注1) 本件シート合意(他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることの合意)及び本件ケース合意(他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることの合意)

(注2) 東日本段ボール工業組合(以下「東段工」という。)の理事会の下に置かれた組織

(注3) 特定段ボールシートに関する不当な取引制限に係る事件

(注4) 特定段ボールケースに関する不当な取引制限に係る事件

(注5) 東段工に置かれた支部(東京・山梨支部、神奈川支部、埼玉支部、千葉・茨城支部、群馬・栃木支部、静岡支部、新潟・長野支部、東北支部及び北海道支部の9支部)主催の会合その他支部所属の組合員の担当者を主な構成員とする会合

b 原告らの主張に対する判断について

- (a) 原告レンゴー(株)の関係者は、平成23年8月下旬に段ボール原紙及び段ボール製品の値上げを発表し、同年9月22日の三木会や同月26日の5社会(注6)において、出席各社に対し、値上げの見通しを表明するよう促し、10月17日の三木会において、値上げ幅の具体的内容を説明し、出席社からの質問に応じてそ

の内訳を詳しく説明した上で、追隨して値上げを実施するよう述べていたのであるから、出席各社において、現実に段ボール製品の値上げをする方向で具体的な発言がされていたものといえ、その際、原告レンゴー(株)の値上げ幅を指標としないとは考え難い。そして、10月17日の三木会が開催されるまでに主要な原紙メーカーによる値上げ表明や社内での意思決定がされており、10月17日の三木会における前記の発言内容を踏まえれば、前記三木会の時点において、原紙の値上がりが不透明な状況であり、本件各合意が成立し得るような状況になかったとはいえない。

(注6) 大手の段ボール製造業者のうち、原告レンゴー(株)、(株)トーモク及び他の3社の営業本部長級の者らを出席者とする合会

- (b) 10月17日の三木会における協議内容が明示的に伝達されていない支部会等があったとしても、大手の一貫メーカー(注7)がまず値上げ表明をし、次にそれ以外の段ボールメーカーがこれに追隨して足並みをそろえること、その情報交換は三木会を通じて行われてきた等の慣行の下では、各支部会等において、本部役員会社(注8)に属する営業責任者が、大手の段ボールメーカーの値上げの方針を説明し、出席各社の値上げの方針が確認されているから、10月17日の三木会における協議内容を認識していたといえ、その内容が実質的には伝わっていたものと評価し得る。

(注7) 段ボール原紙、段ボールシート及び段ボールケースのいずれも製造する事業者

(注8) 原告レンゴー(株)、原告セツカートン(株)、王子コンテナ(株)、(株)トーモク、ダイナパック(株)、日本トーカンパッケージ(株)、原告大和紙器(株)、森紙業(株)、福野段ボール工業(株)及び大王製紙パッケージ(株)の10社

- (c) 被告が主張する前記慣行の存在は、本件審決に掲記の多数の証拠によって具体的に裏付けられており、平成23年当時、これが消滅していたことをうかがわせる証拠はなく、また、10月17日の三木会及びその開催前後の経緯において、段ボール製品の値上げに際しては、大手の一貫メーカーの値上げ要請に応える形で値上げがされ、また、東段工の各支部において、値上げ幅や進捗状況等に関する情報交換がされて歩調をそろえ、値上げが実施されていたことに照らすと、本件の段ボール製品の値上げにおいても、各事業者は、従前からの慣行を共通認識として行動していたことがうかがわれる。

したがって、従前からの慣行を踏まえて、本件各合意を認定することが著しく正義に反するとはいえない。

(4) 本件各合意による実質的な競争制限の有無等について

- a 独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲の市場をいうものであり、その成立する範囲は、当該合意が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるものと解するのが相当である。また、同項にいう「競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げる旨の合意がされた場合には、その当事者である事業者らはその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右できる状態をもたらすことをいうものと解するのが相当である。

そして、その判断に際しては、当該合意の当事者である事業者らのシェアの高

さとともに、そのシェアの高さに応じて、当該合意の当事者ではない他の事業者の価格引上げに対するけん制力の有無等の諸事情を総合して考慮すべきである。

被告は、本件各合意の成立に関する判断を前提として、本件各合意に基づく共同行為は、段ボール製品の値上げを実現するため、東段工の組織である三木会及び支部会等を利用して行われたから、本件各合意における情報交換の対象となった段ボール製品の値上げについて、その地理的な範囲に東段工の管轄地域である東日本地区（注9）が含まれることは明らかであるところ、これらの値上げ交渉が行われる需要者の交渉担当部署の所在地を基準として、その範囲を画定すると、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対し、当該交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボール製品は、少なくとも本件各合意の対象に含まれるものであって、本件各合意によって影響を受ける範囲も同様と解され、東日本地区全体が一つの市場であり、本件各合意を成立させたことによって、その意思である程度自由に販売価格を左右することができる状態をもたらしたと認めることができ、そして、本件各合意の成立過程に照らすと、本件各事業者（注10）が順次本件各合意に参加することにより、そのシェアは、特定段ボールシートについて8割を超え、特定段ボールケースについて6割を超えるものとなるのであり、かかる市場支配は、強固なものとなることができるのであって、本件各合意は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであると認められるとした。以上の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第2条第6項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

（注9）北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県

（注10）第1事件事業者57社及び第2事件事業者63社

b 原告らの主張に対する判断について

(a) 一定の取引分野について

i 東日本地区全体を一定の取引分野と認定することの可否について

本件各事業者による各共同行為（本件各合意）において、その対象とされた取引は、それぞれ、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボールによって製造された特定段ボールシート及び特定段ボールケースに係る取引であったところ、段ボール製品の需要の価格弾力性は小さく、代替的な商品が基本的に見当たらないことから、特段の事情がない限り、価格協定の合意（本件各合意）が対象とする取引及びその影響が及ぶ範囲によって、その市場の範囲も画されるものと解するのが相当である。

そして、前記取引分野の中に、段ボール製品の輸送距離の関係から現実の商圏が限定されている事業者がいたとしても（ただし、原告セツカートン(株)の新潟工場長は、遠くでは北海道にも一部ユーザーがいると供述しており、段ボール製品の納入について、その商圏が北海道を越えることはないとはいえない。）、現実の供給範囲が限定されている他の事業者との競争を介して広域での市場の形成や取引分野全体に影響を与え寄与し得ることを踏まえ

ると、前記の点は、前記の市場の範囲を左右する特段の事情に当たるとはいえない。

ii 特定ユーザー向け段ボールケースと地場ユーザー向け段ボールケースを同一の取引分野と認定することの可否について

段ボール製品の市場の画定は前記 i のとおりであるところ、特定ユーザー向け段ボールケースに特有の品質・販売価格等があったとしても、地場ユーザー向け段ボールケースとの違いは相対的なものであり、両者の段ボールケースに係る市場は、せつ然と区別されるものでなく、両者の市場が重層的に成立することもあり得、需要者が広域ユーザーか地場ユーザーかにかかわらず、大手の段ボールメーカーが製造する段ボールケースと地場の段ボールメーカーが製造する段ボールケースとの間の需要者にとっての代替性の程度は、両者の取引分野を常に別個のものとして捉えなければならないほど小さいものとはいえない。

(b) 競争の実質的制限等について

10月17日の三木会、平成23年10月24日の長野5社会、同月27日の群馬会、同月31日の静岡支部会において、各出席者は親会社の値上げ方針に従って子会社が値上げをする旨の発言をしていたものであり、原告レンゴー(株)の子会社各社が独自に値上げの方針を決定していたものとはいえないのであって、そのシェア算定に当たり、グループ会社のシェアを加えることが不合理であるとはいえない。そして、前記認定のシェアを前提とすれば、原告らが、東日本地区全域における段ボールシート又は段ボールケースの販売価格をある程度自由に左右することができる状態にあったと判断することが不合理であるとはいえず、前記の競争の実質的制限が「公共の利益」（独占禁止法第2条第6項）に反しないといえる例外的な場合に当たるともいえない。

(7) 本件各排除措置命令の必要性及び相当性の有無について

- a 独占禁止法第7条第2項の「特に必要があると認めるとき」とは、事業者に対し、排除措置を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが、当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解され、その判断については、独占禁止法の目的を達成することを任務とする被告の専門的な裁量が認められるものと解される。

被告は、本件各合意は消滅したと解されるところ、それは、本件各事業者の自発的な意思に基づくものではなく、これまで東段工の会合が情報交換の場として利用されていた経緯を踏まえ、本件各事業者において、再び東段工の会合を利用するなどして、同様の違反行為を繰り返すおそれがあることは否定できず、当該取引分野の競争秩序の回復が十分にされたものということもできないとして、本件各違反行為につき特に必要があると認められ、また、本件各排除措置命令の内容は、いずれも本件各違反行為が排除されることを確保するために必要な事項であって、排除措置を命じたことについて、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえないと判断した。以上の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくもので

あって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第7条第2項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

b 原告らの主張に対する判断について

排除措置命令の主文において命ずる内容については、当該排除措置命令の趣旨・目的・社会通念に照らし、通常人の合理的解釈に従って、合理的に判断すべきところ、本件各排除措置命令の第3項及び第4項の趣旨・目的は、競争関係に立つ事業者間において不当な競争制限を防止する点にあると解され、このような趣旨・目的から合理的に考えると、通常人の合理的解釈として同一の企業グループに属するなど実質的に競争関係にない事業者間に適用がないことは明らかであるから、本件各排除措置命令の第3項及び第4項は、原告らの事業活動に過剰な萎縮効果を及ぼすなどの不利益を与えるものではなく、被告に裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえない。

① 本件各課徴金納付命令の適法性について

- a 被告の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、独占禁止法第7条の2の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。
- b 原告らの各主張は採用することができない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らによる上告及び上告受理申立てにつき、令和6年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(2) (株)トーモクほか3名による審決取消請求事件（令和3年（行ケ）第11号）（第1表一連番号8）

略語等については、本項(2)の文中のほか前記(1)の文中の注記を参照

ア 主な争点及び判決の概要

① 本件各合意の成否及びその内容について

- a 独占禁止法第2条第6項の「共同して」に該当するためには、複数事業者が対価を引き上げるに当たって、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であるところ、前記意思の連絡とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者相互で拘束し合うことを明示して合意することまで必要ではなく、相互に他の事業者の対価引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りるものと解される。

被告は、認定した事実に基づき、10月17日の三木会において、同会合に出席した第1事件11社については、本件シート合意が成立するとともに、同会合に出席した第2事件12社については、本件ケース合意が成立し、さらに、第1事件事業45社（第1事件事業57社から前記第1事件11社及び群馬森紙業(株)を除いた会

社)については、自社の営業責任者等が出席した支部会等において、本件シート合意と同内容の合意が成立し、第2事件事業者49社(第2事件事業者63社のうち、第2事件三木会出席事業者12社並びに群馬森紙業(株)及び鎌田段ボール工業(株)を除いた会社)については、前記と同様に、自社の営業責任者等が出席した支部会等において、本件ケース合意と同内容の合意が成立し、そして、群馬森紙業(株)は、平成23年11月14日の群馬・栃木支部会を通じて、鎌田段ボール工業(株)は、同月17日の三木会を通じて、本件ケース合意に参加したものと認められるとしたが、この認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第2条第6項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

b 原告らの主張に対する判断について

(a) i 東日本地区という取引分野の中に、段ボール製品の輸送距離の関係から現実の商圏が限定されている事業者がいたとしても、東日本地区全域で活動する他の事業者は隣接する商圏で活動する他の事業者との競争を介して取引分野全体に影響を与え得ることを踏まえると、前記の点は、本件各合意の成立を左右する事情であるとはいえない。

ii 東段工の北海道支部の支部長は、三木会には移動時間の関係で出席しないのが通例であったものの、東段工の事務局から送付された三木会の資料等を基にトップ会(注11)で内容を報告したり、これらの資料を配布したりするなどして情報共有を図っており、本件各事業者のうち、セツカートン(株)の新潟工場長は、遠くでは北海道にも一部ユーザーがいると供述していることも踏まえると、北海道支部を含む東日本全体を一つの市場と捉えて、その範囲における実質的な取引制限の有無を検討することが不合理であるとはいえない。このことは、仮に、原告らにおいて、北海道に所在する工場で生産された段ボール製品は北海道を商圏として供給され、本州に供給された実績がなかったとしても、前記判断は左右されない。

(注11) 北海道支部所属の組合員等の各営業責任者を出席者とする会合

iii レンゴー(株)の関係者は、平成23年8月下旬に段ボール原紙及び段ボール製品の値上げを発表し、同年9月22日の三木会や同月26日の5社会において、出席各社に対し、値上げの見通しを表明するよう促し、10月17日の三木会において、値上げ幅の具体的内容を説明し、出席社からの質問に応じてその内訳を詳しく説明した上で、追隨して値上げを実施するよう述べていたのであるから、出席各社において、現実に段ボール製品の値上げをする方向で具体的な発言がされていたものといえ、その際、レンゴー(株)の値上げ幅を指標としないとは考え難い。そして、10月17日の三木会が開催されるまでに主要な原紙メーカーによる値上げ表明や社内での意思決定がされており、10月17日の三木会における前記の発言内容を踏まえれば、前記三木会の時点において、原紙の値上がり不透明な状況であり、本件各合意が成立し得るような状況になかったとはいえない。

(b) 10月17日の三木会における協議内容が明示的に伝達されていない支部会等が

あったとしても、大手の一貫メーカーがまず値上げ表明をし、次にそれ以外の段ボールメーカーがこれに追随して足並みをそろえること、その情報交換は三木会を通じて行われてきた等の従前からの慣行があると認められるところ、かかる慣行の下では、各支部会等において、本部役員会社に属する営業責任者が、大手の段ボールメーカーの値上げの方針を説明し、出席各社の値上げの方針が確認されているから、10月17日の三木会における協議内容を認識していたといえ、その内容が実質的には伝わっていたものと評価し得る。

- (c) 平成23年10月31日に開催された静岡支部会に出席した原告遠州紙工業株の営業責任者は、「当社が一番小さい会社なのでナショナルメーカーさんが音頭をとって動いてくれないとなかなか動けない。ただ価格改定の動きはしている。」などと発言し、さらに、営業日報に「業界としてはシートメートル8円、ケース13%（レンゴー）の価格改定で進んでいる」などと記載して社長に報告していたのであるから、原告遠州紙工業株は、本件各合意に参加したものであるべきである。

(4) 本件各合意による実質的な競争制限の有無等について

- a 独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲の市場をいうものであり、その成立する範囲は、当該合意が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるものと解するのが相当である。また、同項にいう「競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げる旨の合意がされた場合には、その当事者である事業者らはその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右できる状態をもたらすことをいうものと解するのが相当である。

そして、その判断に際しては、当該合意の当事者である事業者らのシェアの高さとともに、そのシェアの高さに応じて、当該合意の当事者ではない他の事業者の価格引上げに対するけん制力の有無等の諸事情を総合して考慮すべきである。

被告は、本件各合意の成立に関する判断を前提として、本件各合意に基づく共同行為は、段ボール製品の値上げを実現するため、東段工の組織である三木会及び支部会等を利用して行われたから、本件各合意における情報交換の対象となった段ボール製品の値上げについて、その地理的な範囲に東段工の管轄地域である東日本地区が含まれることは明らかであるところ、これらの値上げ交渉が行われる需要者の交渉担当部署の所在地を基準として、その範囲を画定すると、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対し、当該交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボール製品は、少なくとも本件各合意の対象に含まれるものであって、本件各合意によって影響を受ける範囲も同様と解され、東日本地区全体が一つの市場であり、本件各合意を成立させたことによって、その意思である程度自由に販売価格を左右することができる状態をもたらしたと認めることができ、そして、本件各合意の成立過程に照らすと、本件各事業者が順次本件各合意に参加することにより、そのシェアは、特定段ボールシートについて8割を超え、特定段ボールケースについて6割を超えるものとなるのであり、

かかる市場支配は、強固なものとなったといえるのであって、本件各合意は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであると認められるとした。以上の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第2条第6項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

b 原告らの主張に対する判断について

- (a) 本件各事業者による各共同行為（本件各合意）において、その対象とされた取引は、それぞれ、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボールによって製造された特定段ボールシート及び特定段ボールケースに係る取引であったところ、段ボール製品の需要の価格弾力性は小さく、代替的な商品が基本的に見当たらないことから、特段の事情がない限り、価格協定の合意（本件各合意）が対象とする取引及びその影響が及ぶ範囲によって、その市場の範囲も画されるものと解するのが相当である。

なお、最高裁平成24年2月20日第一小法廷判決（以下「平成24年最判」という。）は、入札談合の事案において、当該審決において認定した事実関係を前提とすると、共同行為である当該基本合意の対象として審決が認定した特定の工事を含めた、より一般的な工事（Aクラス以上の工事）を対象としたものと認めて、それをもって、一定の取引分野と画定したものである。本件各合意が対象としている取引及びそれに影響を受ける範囲を検討して取引範囲を画定した前記判断が平成24年最判に反するものとは解されない。

前記取引分野の中に、段ボール製品の輸送距離の関係から現実の商圈が限定されている事業者がいたとしても、現実の供給範囲が限定されている他の事業者との競争を介して広域での市場の形成や取引分野全体に影響を与え寄与し得る。また、大手の段ボールメーカーも少なからず地場ユーザーに段ボールケースを供給していたといえるから、需要者が広域ユーザーか地場ユーザーにかかわらず、大手の段ボールメーカーが製造する段ボールケースと地場の段ボールメーカーが製造する段ボールケースとの間の需要者にとっての代替性の程度は、両者の取引分野を常に別個のものと捉えなければならないほど小さいものとはいえない。したがって、前記の点は、前記の市場の範囲を左右する特段の事情に当たるとはいえない。

- (b) 「一定の取引分野」において、「競争を実質的に制限する」（独占禁止法第2条第6項）とは、前記aのとおりであるところ、本件各合意に至る経緯に照らすと、原告(株)トーモクのグループ企業である原告らは、段ボール製品の値上げに同調していたのであるから、そのシェアを合算して、段ボール製品の販売価格を一定程度左右していたといえるか否かを判断することが不合理であるとはいえない。

他方で、独占禁止法の定める課徴金の制度は、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置であり、同制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するために容易かつ明確な算定基準であることが必要とされているものである。カルテル禁止の実効性を確保し、違法行為を抑止しようとする課徴金

制度の趣旨に照らすと、グループ企業といえども、独立の法人格を有する別個の法主体である以上、グループ企業間の取引が実質的に同一企業グループ内の加工部門への物資の移動と同視し得る等の特段の事情がない限り、本件各合意による相互拘束の対象外であることが明らかとはいえないのであって、課徴金の算定に当たってはグループ企業、親子会社を別個の法人として扱うことは、前記の制度趣旨に沿うものと解される。そうすると、実質的な競争制限に当たるか否かと、課徴金の算定基礎に含めるか否かは、目的を異にする別個の問題であるから、それぞれの判断基準が同一ではないからといって、両者の判断基準に矛盾等があるとはいえない。

㊦ **本件各排除措置命令の必要性及び相当性の有無について**

独占禁止法第7条第2項の「特に必要があると認めるとき」とは、事業者に対し、排除措置を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが、当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解され、その判断については、独占禁止法の目的を達成することを任務とする被告の専門的な裁量が認められるものと解される。

被告は、本件各合意は消滅したと解されるどころ、それは、本件各事業者の自発的な意思に基づくものではなく、これまで東段工の会合が情報交換の場として利用されていた経緯を踏まえ、本件各事業者において、再び東段工の会合を利用するなどして、同様の違反行為を繰り返すおそれがあることは否定できず、当該取引分野の競争秩序の回復が十分にされたものということもできないとして、本件各違反行為につき特に必要があると認められ、また、本件各排除措置命令の内容は、いずれも本件各違反行為が排除されることを確保するために必要な事項であって、排除措置を命じたことについて、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえないと判断した。以上の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第7条第2項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

㊧ **本件各課徴金納付命令の適法性について**

- a 被告の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、独占禁止法第7条の2の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。
- b 原告らの主張は採用することができない。

イ **訴訟手続の経過**

本件は、原告らによる上告及び上告受理申立てにつき、令和6年度末現在、最高裁判所に係属中である。

3 最高裁判所における決定

(1) **ダイレックス(株)による審決取消請求上告受理事件(令和5年(行ヒ)第414号)(第1表一連番号2)の決定の概要**

最高裁判所は、本件は民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められ

ないとして、上告不受理の決定を行った。

(2) コバシ(株)ほか5名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和6年（行ツ）第123号、令和6年（行ヒ）第152号）（第1表一連番号7）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(3) 文化シャッター(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第340号、令和5年（行ヒ）第376号）（第1表一連番号5）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(4) 東洋シャッター(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第341号、令和5年（行ヒ）第377号）（第1表一連番号3）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(5) 三和ホールディングス(株)ほか1名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第342号、令和5年（行ヒ）第378号）（第1表一連番号4）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第2 排除措置命令等取消請求訴訟

1 概要

令和6年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注1）は7件（東京地方裁判所6件、東京高等裁判所1件）（注2）であり、同年度中に新たに4件の排除措置命令取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された。

令和6年度当初において東京地方裁判所に係属中であった6件のうち2件については、同裁判所が請求を棄却する判決をし、これに対し、控訴がなされ、当該2件は控訴審からは1件の事件として併合され、東京高等裁判所に係属中である。その余の4件については、令和6年度末時点において引き続き東京地方裁判所に係属中である。

令和6年度当初において東京高等裁判所に係属中であった1件は、同裁判所が控訴を棄却する判決をし、これに対し、上告受理申立てがなされ、令和6年度末時点において最高裁判所に係属中である。

これらの結果、令和6年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件となった。

(注1) 平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、東京地方裁判所に提起する制度となっている。

(注2) 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

第2表 令和6年度末において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
1	本町化学工業(株)による件 最高裁判所令和7年(行ヒ)第32号	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業(株)を介して供給できるようにしていた(課徴金額1億6143万円(東日本地区)、3283万円(近畿地区))。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件並びに執行停止申立事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和元年11月22日 提訴年月日 令和2年1月16日 申立年月日 令和2年1月16日 決定年月日 令和2年3月27日 (執行停止の申立てについて、却下決定(確定)、東京地方裁判所) 判決年月日 令和4年9月15日 (請求棄却、東京地方裁判所) 控訴年月日 令和4年9月30日 判決年月日 令和6年10月16日 (控訴棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和6年10月23日 (上告受理申立て)
2	大成建設(株)及び鹿島建設(株)による件 東京高等裁判所令和6年(行コ)第216号	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (排除措置命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和2年12月22日 提訴年月日 (大成建設(株)) 令和3年3月1日 提訴年月日 (鹿島建設(株)) 令和3年6月21日 判決年月日 令和6年6月27日 (請求棄却、東京地方裁判所) 控訴年月日 (大成建設(株)・鹿島建設(株)) 令和6年7月9日 判決言渡期日 令和7年5月15日 (予定)
3	中部電力(株)及び中部電力ミライズ(株)による件 東京地方裁判所令和5年(行ウ)第5006号	中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた(中部電力(株)に対する課徴金額201億8338万円、中部電力ミライズ(株)に対する課徴金額73億7252万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月25日
4	中国電力(株)による件 東京地方裁判所令和5年(行ウ)第5007号	中国電力(株)及び関西電力(株)が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力(株)にあつては、中国電力管内において順次実施	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月28日

第2部 各論

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
		される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた（課徴金額707億1586万円）。（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）		
5	九電みらいエナジー(株)による件 東京地方裁判所令和5年（行ウ）第5009号	九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。（排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和 5年 3月30日 提訴年月日 令和 5年 9月29日
6	九州電力(株)による件 東京地方裁判所令和5年（行ウ）第5010号	九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた（課徴金額27億6223万円）。（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和 5年 3月30日 提訴年月日 令和 5年 9月29日
7	熊本県漁業協同組合連合会による件 東京地方裁判所令和6年（行ウ）第5005号	熊本県漁業協同組合連合会は、管内の海苔生産者に対して、熊本県漁業協同組合連合会が運営する共販以外への乾海苔の出荷を制限している。（排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第19条	措置年月日 令和 6年 5月15日 提訴年月日 令和 6年11月 7日
8	佐賀県有明海漁業協同組合による件 東京地方裁判所令和6年（行ウ）第5006号	佐賀県有明海漁業協同組合は、管内の海苔生産者に対して、佐賀県有明海漁業協同組合が運営する共販以外への乾海苔の出荷を制限している。（排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第19条	措置年月日 令和 6年 5月15日 提訴年月日 令和 6年11月 7日
9	(株)MC データプラスによる件 東京地方裁判所令和6年（行ウ）第5007号	(株)MC データプラスは、労務安全サービスに係る取引において、自己と競争関係にある建設業向けクラウドサービスの提供事業者とその取引の相手方である建設業者等との取引を不当に妨害している。（排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第19条	措置年月日 令和 6年12月24日 提訴年月日 令和 6年12月24日 申立年月日 令和 6年12月24日 決定年月日 令和 7年 3月27日 （執行停止の申立てについて、一部認容決定、東京地方裁判所）
10	ASP Japan（同）による件 東京地方裁判所令和7年（行ウ）第	ASP Japan（同）は、自社が販売する内視鏡洗浄消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに自社が製造販売する消毒剤の容器に内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能を作動させるために必要な情報が含まれている二	独占禁止法第19条	措置年月日 令和 6年 7月26日 提訴年月日 令和 7年 1月16日 申立年月日 令和 7年 1月21日 決定年月日 令和 7年 3月24日 （執行停止の申立てについて、却下決定、東京地方裁判所）

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
	5001号	次元コードを貼付し、当該バーコードリーダーによって当該二次元コードを読み取らなければ内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにすることにより、内視鏡洗浄消毒器を使用している医療機関に対し、内視鏡洗浄消毒器の供給に併せて同社が製造販売する消毒剤を購入させている。 (排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件)		

第3 その他の公正取引委員会関係訴訟

1 概要

令和6年度において、公正取引委員会を被告とする排除措置命令差止請求訴訟が1件、東京地方裁判所に提起されたが、弁論終結前に訴えは取り下げられた（排除措置命令差止請求訴訟に併せて、仮の差止め申立てがなされた。）。

令和6年度当初において東京地方裁判所に係属中であつた排除措置命令差止請求訴訟2件については、いずれも却下判決がなされ、上訴期間の経過をもって確定したことにより終了した。

また、国を被告とする国家賠償請求訴訟が、熊本地方裁判所に1件、佐賀地方裁判所に1件それぞれ提起された。

令和6年度当初において東京地方裁判所に係属中であつた国ほか6名を被告とする損害賠償請求訴訟1件は、令和6年度末時点も同裁判所に係属中である。

2 令和6年度に係属したその他の公正取引委員会関係訴訟

(1) 熊本県漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合による各排除措置命令差止請求事件

ア 事件の表示

排除措置命令差止請求事件

原告 熊本県漁業協同組合連合会
佐賀県有明海漁業協同組合

被告 公正取引委員会

提訴年月日 令和5年12月14日

判決年月日 令和6年5月9日（訴え却下、東京地方裁判所）

イ 事案の概要

本件は、公正取引委員会が原告ら（申立人ら）に対して行う予定の排除措置命令について、原告ら（申立人ら）が、排除措置命令によって「重大な損害を生ずるおそれがある」（行政事件訴訟法第37条の4第1項）といえ、排除措置命令をすることが公

正取引委員会の「裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となる」（同条第5項）と主張し、排除措置命令の差止めを求め、これと併せて仮の差止めを申し立てたものである（仮の差止め申立事件については、令和6年1月9日に決定がなされ、申立人らから即時抗告はなされず、同決定は確定している。）。

ウ 排除措置命令差止請求事件に係る判決の概要

原告らによる排除措置命令差止請求について、東京地方裁判所は、原告らには「重大な損害を生ずるおそれ」（行政事件訴訟法37条の4第1項本文）があるとは認められず、訴えは不適法であるとして排除措置命令差止請求を却下した。

エ 訴訟手続の経過

排除措置命令差止請求事件に係る判決に対して、原告らから控訴はなされず、控訴期間の経過をもって同判決は確定した。

(2) ASP Japan（同）による排除措置命令差止請求事件及び仮の差止め申立事件

ア 事件の表示

(7) 排除措置命令差止請求事件

原告 ASP Japan（同）

被告 公正取引委員会

提訴年月日 令和6年5月13日

（原告の訴え取下げにより同年9月7日訴訟係属の消滅）

(4) 仮の差止め申立事件

申立人 ASP Japan（同）

相手方 公正取引委員会

申立年月日 令和6年5月13日

決定年月日 令和6年5月27日（訴え却下、東京地方裁判所）

上訴年月日 令和6年5月31日（即時抗告）

決定年月日 令和6年6月24日（抗告棄却決定（確定）、東京高等裁判所）

イ 事案の概要

本件は、公正取引委員会が原告（申立人）に対して行う予定の排除措置命令について、原告（申立人）が、排除措置命令によって「重大な損害を生ずるおそれがある」（行政事件訴訟法第37条の4第1項）といえ、排除措置命令をすることが公正取引委員会の「裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となる」（同条第5項）と主張し、排除措置命令の差止めを求め、これと併せて仮の差止めを申し立てたものである。

ウ 仮の差止め申立事件に係る決定の概要

申立人による仮の差止め申立事件に係る決定について、東京地方裁判所は、行政事件訴訟法第37条の5第2項にいう「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」

の要件を欠くとして、仮の差止め申立てを却下した。

抗告審である東京高等裁判所も、本件申立てを却下した原決定は相当であり、抗告は理由がないとして抗告を棄却した。

エ 訴訟手続の経過

仮の差止め申立事件に係る抗告審の決定に対して、申立人から許可抗告及び特別抗告の申立てはなされず、抗告期間の経過をもって同決定は確定した。

排除措置命令差止請求事件については、原告による訴えの取下げがあり、訴訟係属は遡及的に消滅した。

(3) 損害賠償請求事件

ア 事件の表示

損害賠償等請求事件

原告 X

被告 国ほか6名

提訴年月日 令和5年10月4日

イ 事案の概要

本件は、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し、公正取引委員会、防衛省及び被告事業者6社が、入札談合及び入札談合等関与行為をねつ造したこと等を理由に、国及び被告事業者6社に損害賠償を求めるものである。

ウ 訴訟手続の経過

本件は、令和6年度末現在、東京地方裁判所に係属中である。

(4) 国家賠償請求事件

ア 事件の表示

国家賠償法第1条第1項に基づく国家賠償請求事件

原告 熊本県漁業協同組合連合会

佐賀県有明海漁業協同組合

被告 国

提訴年月日 令和6年5月14日

イ 事案の概要

本件は、原告らの行為が独占禁止法に違反するとして行ってきた審査に関し、公正取引委員会から原告らに対して行われた行為ないし処分が違法であることを理由に、国に損害賠償を求めるものである。

ウ 訴訟手続の経過

本件は、令和6年度末現在、熊本県漁業協同組合連合会による国家賠償請求事件は

熊本地方裁判所に、佐賀県有明海漁業協同組合による国家賠償請求事件は佐賀地方裁判所に、それぞれ係属中である。

第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

令和6年度において独占禁止法第79条第1項に基づいて公正取引委員会に対し通知があった訴訟は2件であり、同条第2項に基づいて当委員会に対し求意見がなされた事件はなかった。

第3表 令和6年度に通知があった独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容
大阪地方裁判所 令和6年（ワ）8780号 令和6年8月30日	被告は、原告が大阪広域生コンクリート協同組合に加盟している組合員ではないことを理由に、被告のセメント一次販売店に、原告とのセメントの継続的供給契約の締結を拒絶させ、これにより、現在も損害が発生し続けている。かかる行為は、単独の間接の取引拒絶に当たるとして、当該行為の差止め等を求めるもの。
東京地方裁判所 令和6年（ワ）70435号 令和6年9月20日	事業者団体である被告は、原告製品情報のみを除外した刊行物を自ら又はその会員を通じて頒布し、本刊行物を用いて共同マーケティング活動を行った。かかる行為は、事業者団体における差別的取扱い及び競争者に対する取引妨害に当たるとして、当該行為の差止め等を求めるもの。

第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

令和6年度において独占禁止法第84条に基づいて公正取引委員会に対し求意見がなされた訴訟はなかった。